

平成 18 年 12 月 13 日

株 主 各 位

東京都品川区西五反田七丁目 10 番 4 号  
シ ミ ッ ク 株 式 会 社  
代表取締役会長兼社長 中 村 和 男

第 22 回定時株主総会招集ご通知一部訂正について

拝啓 ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、平成 18 年 11 月 30 日付でご送付いたしました当社「第 22 回定時株主総会招集ご通知」中に一部記載の誤りがございました。

謹んでお詫び申し上げますとともに、下記の通り訂正いたしますので、何卒ご了承いただきますようお願い申し上げます。 敬具

記

連結注記表

4. 税効果会計に関する注記 (23 ページ)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因

	(正)	(誤)
繰延税金資産		
未払賞与損金算入限度超過額	243,414 千円	243,414 千円
未払事業所税	9,211	9,211
未払事業税	52,203	52,203
退職給付引当金損金算入限度超過額	197,665	197,665
有形固定資産	15,114	15,114
繰越欠損金	<u>189,821</u>	<u>77,086</u>
その他	<u>29,133</u>	<u>29,133</u>
繰延税金資産計	<u>736,564</u>	<u>623,829</u>
評価性引当額	<u>△189,877</u>	<u>△77,142</u>
繰延税金資産合計	<u>546,687</u>	<u>546,687</u>

株主総会参考書類

第 2 号議案 定款一部変更の件

2. 変更の内容 (43 ページ)

変更案 第 28 条第 2 項

(正) 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

(誤) 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、は法令の定める最低責任限度額とする。

以上